

## 指定管理者制度 導入判定基準 チェックシート

【施設名:丹波市立障害者地域活動支援センター】

チェック項目	判定項目	判定の視点	判定		所管課意見
チェック1	市が管理運営すべき施設か？	①公の施設として管理運営すべき施設である。 (公共施設としての必要性がある。)	○	○	当施設は、障がい者・障がい児の創作的活動地域生活、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図り、地域生活を支援するためにも、指定管理者制度を導入し、管理する必要があると考える。
		②公平性や公益性が極めて高い等の理由や本市の施策上の制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
		③法令の制約及び業務の専門性・特殊性から特段制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
チェック2	指定管理者制度の導入により、施設の安定性・継続性が確保できるか？	①同種のサービスを提供している民間事業者等が存在する。	○	○	当施設は、障がい者・障がい児の地域活動の拠点となっており、特定非営利活動法人が管理することでより有効な施設活用が見込まれると考える。
		②他の自治体において導入している実績がある場合など対象サービスを安定的・継続的に提供できる民間事業者等が存在する。	○		
		③民間事業者等に任ずことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	○		
チェック3	指定管理者制度の導入により、費用対効果が確保できるか？	①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。	○	○	特定非営利活動法人が管理することで、施設が地域づくりの拠点となっており、同法人の運営費により運営を行っていることで、指定管理料の支払は行っていない。
		②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。	○		
		③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行うことができる。	×		
指定管理者制度導入判定		(委員コメント) (1)指定管理者制度の導入が適当と認める。 (2)次期指定管理期間(令和3年度から令和7年度)中に課題等を整理すること。	○		(見直し等の場合、時期について記載)

【判定基準】

- : 判定の視点について、基準を満たしている。
- △: 判定の視点について、基準に近いが、改善の余地がある。
- ×: 判定の視点について、基準を全く満たしていない。

## 指定管理者制度 導入判定基準 チェックシート

【施設名:丹波市立道の駅丹波おばあちゃんの里】

チェック項目	判定項目	判定の視点	判定		所管課意見
チェック1	市が管理運営すべき施設か？	①公の施設として管理運営すべき施設である。 (公共施設としての必要性がある。)	○	○	当施設は、農林業、商工業の振興及び地域間交流の促進等地域の活性化を図るため、休息機能、情報交流機能、地域連携機能を活かしたまちづくりの拠点施設とするためにも、指定管理者制度を導入し、管理する必要があると考える。
		②公平性や公益性が極めて高い等の理由や本市の施策上の制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
		③法令の制約及び業務の専門性・特殊性から特段制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
チェック2	指定管理者制度の導入により、施設の安定性・継続性が確保できるか？	①同種のサービスを提供している民間事業者等が存在する。	○	○	当施設は、まちづくり拠点施設となっており、地元企業が管理することでより有効な施設活用が見込まれると考える。
		②他の自治体において導入している実績がある場合など対象サービスを安定的・継続的に提供できる民間事業者等が存在する。	○		
		③民間事業者等に任ずることで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	○		
チェック3	指定管理者制度の導入により、費用対効果が確保できるか？	①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。	○	○	道の駅「丹波おばあちゃんの里」は丹波市では最大級の集客施設であり、地元企業が管理することで、民間事業の能力を活用しつつ、柔軟な対応ができることから、コストの削減が期待できる。
		②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。	○		
		③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行うことができる。	○		
指定管理者制度導入判定		(委員コメント) (1)指定管理者制度の導入が適当と認める。 (2)県管理部分の公衆トイレについて、条例改正を行うこと。 (3)指定管理業務がリニューアル工事により影響が生じないよう極力努力すること。 (4)指定管理者からの納付金について、検討すること。	○		(見直し等の場合、時期について記載)

【判定基準】

- : 判定の視点について、基準を満たしている。
- △: 判定の視点について、基準に近いが、改善の余地がある。
- ×: 判定の視点について、基準を全く満たしていない。

## 指定管理者制度 導入判定基準 チェックシート

【施設名:丹波市立道の駅あおがき直販加工施設】

チェック項目	判定項目	判定の視点	判定		所管課意見
チェック1	市が管理運営すべき施設か？	①公の施設として管理運営すべき施設である。 (公共施設としての必要性がある。)	○	○	当施設は、農林業の振興及び地域間交流の促進等地域の活性化を図るため、休憩機能、情報交流機能、地域連携機能を活かしたまちづくりの拠点施設とするためにも、指定管理者制度を導入し、管理する必要があると考える。
		②公平性や公益性が極めて高い等の理由や本市の施策上の制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
		③法令の制約及び業務の専門性・特殊性から特段制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
チェック2	指定管理者制度の導入により、施設の安定性・継続性が確保できるか？	①同種のサービスを提供している民間事業者等が存在する。	○	○	当施設は、市民及び利用者が直販加工を通じて交流することにより、市の活性化並びに農林水産及び観光の振興に寄与するためにも、指定管理者制度を導入し、管理する必要があると考える。
		②他の自治体において導入している実績がある場合など対象サービスを安定的・継続的に提供できる民間事業者等が存在する。	○		
		③民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	○		
チェック3	指定管理者制度の導入により、費用対効果が確保できるか？	①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。	○	○	道の駅「あおがき」は丹波市では道の駅「丹波おばあちゃんの里」に次ぐ集客施設であり、現指定管理者が管理することで、柔軟な対応ができることから、コストの削減が期待できる。
		②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。	○		
		③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行うことができる。	○		
指定管理者制度導入判定		(委員コメント) (1)指定管理者制度の導入が適当と認める。 (2)農業振興の観点から、活動可能な会員を維持し、観光振興の活性化に務めること。	○		(見直し等の場合、時期について記載)

### 【判定基準】

○: 判定の視点について、基準を満たしている。

△: 判定の視点について、基準に近いが、改善の余地がある。

×: 判定の視点について、基準を全く満たしていない。

## 指定管理者制度 導入判定基準 チェックシート

【施設名:丹波市立とれとれ市農産物直売施設ひかみ四季菜館】

チェック項目	判定項目	判定の視点	判定		所管課意見
チェック1	市が管理運営すべき施設か？	①公の施設として管理運営すべき施設である。 (公共施設としての必要性がある。)	○	○	当施設の設置目的である農産物等の地産地消の取組み実践やコミュニティの場を創出し、農業の発展を促すためにも、指定管理者制度を導入し、管理する必要があると考える。
		②公平性や公益性が極めて高い等の理由や本市の施策上の制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
		③法令の制約及び業務の専門性・特殊性から特段制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
チェック2	指定管理者制度の導入により、施設の安定性・継続性が確保できるか？	①同種のサービスを提供している民間事業者等が存在する。	○	○	当施設は地元組織が管理することでより有効な施設活用と柔軟な管理運営が見込まれると考える。
		②他の自治体において導入している実績がある場合など対象サービスを安定的・継続的に提供できる民間事業者等が存在する。	○		
		③民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	○		
チェック3	指定管理者制度の導入により、費用対効果が確保できるか？	①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。	○	○	地元組織が管理することで、柔軟な管理を行うことができる。現在、当施設については、指定管理料の支払いを行っておらず、農産物等の販売収入による運営が実施されている。
		②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。	○		
		③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行うことができる。	○		
指定管理者制度導入判定		(委員コメント) (1)指定管理者制度の導入が適当と認める。 (2)売上等については、現状維持以上を目標に、適正な施設運営に努めること。	○		(見直し等の場合、時期について記載)

### 【判定基準】

○: 判定の視点について、基準を満たしている。

△: 判定の視点について、基準に近いが、改善の余地がある。

×: 判定の視点について、基準を全く満たしていない。

## 指定管理者制度 導入判定基準 チェックシート

【施設名:丹波市立ウッディプラザ山の駅】

チェック項目	判定項目	判定の視点	判定		所管課意見
			○	○	
チェック1	市が管理運営すべき施設か？	①公の施設として管理運営すべき施設である。 (公共施設としての必要性がある。)	○	○	観光振興による町づくりの活性化を目的として設置された施設であり、地域活性化を行う上で必要な施設である。
		②公平性や公益性が極めて高い等の理由や本市の施策上の制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
		③法令の制約及び業務の専門性・特殊性から特段制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
チェック2	指定管理者制度の導入により、施設の安定性・継続性が確保できるか？	①同種のサービスを提供している民間事業者等が存在する。	○	○	民間業者のノウハウにより、安定した維持管理を継続して提供することができる。
		②他の自治体において導入している実績がある場合など対象サービスを安定的・継続的に提供できる民間事業者等が存在する。	○		
		③民間事業者等に任ずことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	○		
チェック3	指定管理者制度の導入により、費用対効果が確保できるか？	①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。	○	○	経験を持つ民間事業者のノウハウを活用し、サービス水準の維持と柔軟な対応を行うことでコスト削減を図ることができる。
		②市が直接管理運営する場合と同等の費用であつてもより大きい効果が見込まれる。	○		
		③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行うことができる。	○		
指定管理者制度導入判定		(委員コメント) (1)指定管理者制度の導入が適当と認める。 (2)余剰金が発生した場合の取扱いについて、仕様書上に明記すること。		○	(見直し等の場合、時期について記載)

【判定基準】

- : 判定の視点について、基準を満たしている。
- △: 判定の視点について、基準に近いが、改善の余地がある。
- ×: 判定の視点について、基準を全く満たしていない。

## 指定管理者制度 導入判定基準 チェックシート

【施設名:丹波市立丹波悠遊の森】

チェック項目	判定項目	判定の視点	判定		所管課意見
チェック1	市が管理運営すべき施設か？	①公の施設として管理運営すべき施設である。 (公共施設としての必要性がある。)	○	○	都市部と農村部の相互交流に重要な施設であり、地域活性化に繋がるため、指定管理者制度の導入が必要である。
		②公平性や公益性が極めて高い等の理由や本市の施策上の制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
		③法令の制約及び業務の専門性・特殊性から特段制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
チェック2	指定管理者制度の導入により、施設の安定性・継続性が確保できるか？	①同種のサービスを提供している民間事業者等が存在する。	○	○	民間事業者において利用者のニーズにあった事業の取組並びにサービスを安定的・継続的に提供することができる。
		②他の自治体において導入している実績がある場合など対象サービスを安定的・継続的に提供できる民間事業者等が存在する。	○		
		③民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	○		
チェック3	指定管理者制度の導入により、費用対効果が確保できるか？	①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。	○	○	民間事業者によるノウハウを活用し、専門的な各分野をとりまとめ、運営を行うことで費用対効果が期待できる。
		②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。	○		
		③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行うことができる。	△		
指定管理者制度導入判定		(委員コメント) (1)指定管理者制度の導入が適当と認める。 (2)募集方法は、特例から公募に改め、指定管理者候補者からの提案内容によっては、条例改正も検討すること。		○	(見直し等の場合、時期について記載)

【判定基準】

- : 判定の視点について、基準を満たしている。
- △: 判定の視点について、基準に近いが、改善の余地がある。
- ×: 判定の視点について、基準を全く満たしていない。

## 指定管理者制度 導入判定基準 チェックシート

【施設名:丹波市立今出川親水公園】

チェック項目	判定項目	判定の視点	判定		所管課意見
チェック1	市が管理運営すべき施設か？	①公の施設として管理運営すべき施設である。 (公共施設としての必要性がある。)	○	○	市民の福祉の向上並びに市に観光に訪れる人のアウトドア・飲食施設として、都市と農村の交流を図る地域の拠点施設であり、指定管理制度を導入し、管理すべき施設である。
		②公平性や公益性が極めて高い等の理由や本市の施策上の制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
		③法令の制約及び業務の専門性・特殊性から特段制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
チェック2	指定管理者制度の導入により、施設の安定性・継続性が確保できるか？	①同種のサービスを提供している民間事業者等が存在する。	○	○	地域視点による公園管理運営が期待でき、施設におけるサービスの提供など、ノウハウを持つ民間事業者による管理運営に期待できる。
		②他の自治体において導入している実績がある場合など対象サービスを安定的・継続的に提供できる民間事業者等が存在する。	○		
		③民間事業者等に任ずことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	○		
チェック3	指定管理者制度の導入により、費用対効果が確保できるか？	①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。	○	○	過去の実績から経営が厳しい状況にある。引続きコスト削減等について民間事業者のノウハウを活用することは有効である。
		②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。	○		
		③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行うことができる。	△		
指定管理者制度導入判定		(委員コメント) (1)指定管理者制度の導入が適当と認める。		○	(見直し等の場合、時期について記載)

【判定基準】

- : 判定の視点について、基準を満たしている。
- △: 判定の視点について、基準に近いが、改善の余地がある。
- ×: 判定の視点について、基準を全く満たしていない。

## 指定管理者制度 導入判定基準 チェックシート

【施設名:丹波市立大杉ダム自然公園】

チェック項目	判定項目	判定の視点	判定		所管課意見
チェック1	市が管理運営すべき施設か？	①公の施設として管理運営すべき施設である。 (公共施設としての必要性がある。)	○	○	地域活性化、地域づくりを行う上で必要な活動施設であることから、指定管理制度の導入ができる。
		②公平性や公益性が極めて高い等の理由や本市の施策上の制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
		③法令の制約及び業務の専門性・特殊性から特段制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
チェック2	指定管理者制度の導入により、施設の安定性・継続性が確保できるか？	①同種のサービスを提供している民間事業者等が存在する。	○	○	民間業者による公園の維持管理及びオートキャンプ場の管理運営を継続的に提供することができる。
		②他の自治体において導入している実績がある場合など対象サービスを安定的・継続的に提供できる民間事業者等が存在する。	○		
		③民間事業者等に任ずことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	○		
チェック3	指定管理者制度の導入により、費用対効果が確保できるか？	①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。	○	○	民間事業者のノウハウを活用していくことが、サービス水準の維持と柔軟な対応により、コスト削減を図ることができることから、有効である。
		②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。	○		
		③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行うことができる。	△		
指定管理者制度導入判定		(委員コメント) (1)指定管理者制度の導入が適当と認める。 (2)募集方法については、特例から公募に改めること。		○	(見直し等の場合、時期について記載)

### 【判定基準】

- : 判定の視点について、基準を満たしている。
- △: 判定の視点について、基準に近いが、改善の余地がある。
- ×: 判定の視点について、基準を全く満たしていない。

## 指定管理者制度 導入判定基準 チェックシート

【施設名:丹波市立石生第1公園】

チェック項目	判定項目	判定の視点	判定		所管課意見
チェック1	市が管理運営すべき施設か？	①公の施設として管理運営すべき施設である。 (公共施設としての必要性がある。)	○	○	当公園は都市計画法に基づき都市公園として設置されているものであり、設置当初から公共施設として管理運営すべき施設である。
		②公平性や公益性が極めて高い等の理由や本市の施策上の制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
		③法令の制約及び業務の専門性・特殊性から特段制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
チェック2	指定管理者制度の導入により、施設の安定性・継続性が確保できるか？	①同種のサービスを提供している民間事業者等が存在する。	○	○	公園の規模及び設置目的によってはあるが、近隣自治体でも指定管理施設として管理させている施設はあり、導入は可能と考える。
		②他の自治体において導入している実績がある場合など対象サービスを安定的・継続的に提供できる民間事業者等が存在する。	○		
		③民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	○		
チェック3	指定管理者制度の導入により、費用対効果が確保できるか？	①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。	△	△	指定管理施設とすることで、日常点検や市が求めている業務が履行できる他、早期に修繕等の対応が出来ることにより、大規模な修繕費用等のコストの削減が図れる。
		②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。	○		
		③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行うことができる。	×		
指定管理者制度導入判定		(委員コメント) (1)指定管理者制度の導入が適当と認める。 (2)評価指標については、施設の性質上、必要な項目のみ設定すること。	○		(見直し等の場合、時期について記載)

### 【判定基準】

- : 判定の視点について、基準を満たしている。
- △: 判定の視点について、基準に近いが、改善の余地がある。
- ×: 判定の視点について、基準を全く満たしていない。

## 指定管理者制度 導入判定基準 チェックシート

【施設名:丹波市立石生第2公園】

チェック項目	判定項目	判定の視点	判定		所管課意見
チェック1	市が管理運営すべき施設か？	①公の施設として管理運営すべき施設である。 (公共施設としての必要性がある。)	○	○	当公園は都市計画法に基づき都市公園として設置されているものであり、設置当初から公共施設として管理運営すべき施設である。
		②公平性や公益性が極めて高い等の理由や本市の施策上の制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
		③法令の制約及び業務の専門性・特殊性から特段制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
チェック2	指定管理者制度の導入により、施設の安定性・継続性が確保できるか？	①同種のサービスを提供している民間事業者等が存在する。	○	○	公園の規模及び設置目的によってはあるが、近隣自治体でも指定管理施設として管理させている施設はあり、導入は可能と考える。
		②他の自治体において導入している実績がある場合など対象サービスを安定的・継続的に提供できる民間事業者等が存在する。	○		
		③民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	○		
チェック3	指定管理者制度の導入により、費用対効果が確保できるか？	①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。	△	△	指定管理施設とすることで、日常点検や市が求めている業務が履行できる他、早期に修繕等の対応が出来ることにより、大規模な修繕費用等のコストの縮減が図れる。
		②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。	○		
		③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行うことができる。	×		
指定管理者制度導入判定		(委員コメント) (1)指定管理者制度の導入が適当と認める。 (2)評価指標については、施設の性質上、必要な項目のみ設定すること。		○	(見直し等の場合、時期について記載)

### 【判定基準】

- : 判定の視点について、基準を満たしている。
- △: 判定の視点について、基準に近いが、改善の余地がある。
- ×: 判定の視点について、基準を全く満たしていない。

## 指定管理者制度 導入判定基準 チェックシート

【施設名:丹波市立西中東公園】

チェック項目	判定項目	判定の視点	判定		所管課意見
チェック1	市が管理運営すべき施設か？	①公の施設として管理運営すべき施設である。 (公共施設としての必要性がある。)	○	○	当公園は都市計画法に基づき都市公園として設置されているものであり、設置当初から公共施設として管理運営すべき施設である。
		②公平性や公益性が極めて高い等の理由や本市の施策上の制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
		③法令の制約及び業務の専門性・特殊性から特段制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
チェック2	指定管理者制度の導入により、施設の安定性・継続性が確保できるか？	①同種のサービスを提供している民間事業者等が存在する。	○	○	公園の規模及び設置目的によってはあるが、近隣自治体でも指定管理施設として管理させている施設はあり、導入は可能と考える。
		②他の自治体において導入している実績がある場合など対象サービスを安定的・継続的に提供できる民間事業者等が存在する。	○		
		③民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	○		
チェック3	指定管理者制度の導入により、費用対効果が確保できるか？	①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。	△	△	指定管理施設とすることで、日常点検や市が求めている業務が履行できる他、早期に修繕等の対応が出来ることにより、大規模な修繕費用等のコストの縮減が図れる。
		②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。	○		
		③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行うことができる。	×		
指定管理者制度導入判定		(委員コメント) (1)指定管理者制度の導入が適当と認める。 (2)評価指標については、施設の性質上、必要な項目のみ設定すること。		○	(見直し等の場合、時期について記載)

### 【判定基準】

○: 判定の視点について、基準を満たしている。

△: 判定の視点について、基準に近いが、改善の余地がある。

×: 判定の視点について、基準を全く満たしていない。

## 指定管理者制度 導入判定基準 チェックシート

【施設名:丹波市立西中西公園】

チェック項目	判定項目	判定の視点	判定		所管課意見
チェック1	市が管理運営すべき施設か？	①公の施設として管理運営すべき施設である。 (公共施設としての必要性がある。)	○	○	当公園は都市計画法に基づき都市公園として設置されているものであり、設置当初から公共施設として管理運営すべき施設である。
		②公平性や公益性が極めて高い等の理由や本市の施策上の制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
		③法令の制約及び業務の専門性・特殊性から特段制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
チェック2	指定管理者制度の導入により、施設の安定性・継続性が確保できるか？	①同種のサービスを提供している民間事業者等が存在する。	○	○	公園の規模及び設置目的によってはあるが、近隣自治体でも指定管理施設として管理させている施設はあり、導入は可能と考える。
		②他の自治体において導入している実績がある場合など対象サービスを安定的・継続的に提供できる民間事業者等が存在する。	○		
		③民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	○		
チェック3	指定管理者制度の導入により、費用対効果が確保できるか？	①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。	△	△	指定管理施設とすることで、日常点検や市が求めている業務が履行できる他、早期に修繕等の対応が出来ることにより、大規模な修繕費用等のコストの削減が図れる。
		②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。	○		
		③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行うことができる。	×		
指定管理者制度導入判定		(委員コメント) (1)指定管理者制度の導入が適当と認める。 (2)評価指標については、施設の性質上、必要な項目のみ設定すること。	○		(見直し等の場合、時期について記載)

**【判定基準】**

- : 判定の視点について、基準を満たしている。
- △: 判定の視点について、基準に近いが、改善の余地がある。
- ×: 判定の視点について、基準を全く満たしていない。

## 指定管理者制度 導入判定基準 チェックシート

【施設名:丹波市立西中南公園】

チェック項目	判定項目	判定の視点	判定		所管課意見
チェック1	市が管理運営すべき施設か？	①公の施設として管理運営すべき施設である。 (公共施設としての必要性がある。)	○	○	当公園は都市計画法に基づき都市公園として設置されているものであり、設置当初から公共施設として管理運営すべき施設である。
		②公平性や公益性が極めて高い等の理由や本市の施策上の制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
		③法令の制約及び業務の専門性・特殊性から特段制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
チェック2	指定管理者制度の導入により、施設の安定性・継続性が確保できるか？	①同種のサービスを提供している民間事業者等が存在する。	○	○	公園の規模及び設置目的によってはあるが、近隣自治体でも指定管理施設として管理させている施設はあり、導入は可能と考える。
		②他の自治体において導入している実績がある場合など対象サービスを安定的・継続的に提供できる民間事業者等が存在する。	○		
		③民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	○		
チェック3	指定管理者制度の導入により、費用対効果が確保できるか？	①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。	△	△	指定管理施設とすることで、日常点検や市が求めている業務が履行できる他、早期に修繕等の対応が出来ることにより、大規模な修繕費用等のコストの縮減が図れる。
		②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。	○		
		③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行うことができる。	×		
指定管理者制度導入判定		(委員コメント) (1)指定管理者制度の導入が適当と認める。 (2)評価指標については、施設の性質上、必要な項目のみ設定すること。		○	(見直し等の場合、時期について記載)

### 【判定基準】

- : 判定の視点について、基準を満たしている。
- △: 判定の視点について、基準に近いが、改善の余地がある。
- ×: 判定の視点について、基準を全く満たしていない。

## 指定管理者制度 導入判定基準 チェックシート

【施設名:丹波市立西中北東公園】

チェック項目	判定項目	判定の視点	判定		所管課意見
チェック1	市が管理運営すべき施設か？	①公の施設として管理運営すべき施設である。 (公共施設としての必要性がある。)	○	○	当公園は都市計画法に基づき都市公園として設置されているものであり、設置当初から公共施設として管理運営すべき施設である。
		②公平性や公益性が極めて高い等の理由や本市の施策上の制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
		③法令の制約及び業務の専門性・特殊性から特段制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
チェック2	指定管理者制度の導入により、施設の安定性・継続性が確保できるか？	①同種のサービスを提供している民間事業者等が存在する。	○	○	公園の規模及び設置目的によってはあるが、近隣自治体でも指定管理施設として管理させている施設はあり、導入は可能と考える。
		②他の自治体において導入している実績がある場合など対象サービスを安定的・継続的に提供できる民間事業者等が存在する。	○		
		③民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	○		
チェック3	指定管理者制度の導入により、費用対効果が確保できるか？	①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。	△	△	指定管理施設とすることで、日常点検や市が求めている業務が履行できる他、早期に修繕等の対応が出来ることにより、大規模な修繕費用等のコストの削減が図れる。
		②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。	○		
		③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行うことができる。	×		
指定管理者制度導入判定		(委員コメント) (1)指定管理者制度の導入が適当と認める。 (2)評価指標については、施設の性質上、必要な項目のみ設定すること。		○	(見直し等の場合、時期について記載)

### 【判定基準】

- : 判定の視点について、基準を満たしている。
- △: 判定の視点について、基準に近いが、改善の余地がある。
- ×: 判定の視点について、基準を全く満たしていない。

## 指定管理者制度 導入判定基準 チェックシート

【施設名:丹波市立西中北西公園】

チェック項目	判定項目	判定の視点	判定		所管課意見
チェック1	市が管理運営すべき施設か？	①公の施設として管理運営すべき施設である。 (公共施設としての必要性がある。)	○	○	当公園は都市計画法に基づき都市公園として設置されているものであり、設置当初から公共施設として管理運営すべき施設である。
		②公平性や公益性が極めて高い等の理由や本市の施策上の制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
		③法令の制約及び業務の専門性・特殊性から特段制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
チェック2	指定管理者制度の導入により、施設の安定性・継続性が確保できるか？	①同種のサービスを提供している民間事業者等が存在する。	○	○	公園の規模及び設置目的によってはあるが、近隣自治体でも指定管理施設として管理させている施設はあり、導入は可能と考える。
		②他の自治体において導入している実績がある場合など対象サービスを安定的・継続的に提供できる民間事業者等が存在する。	○		
		③民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	○		
チェック3	指定管理者制度の導入により、費用対効果が確保できるか？	①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。	△	△	指定管理施設とすることで、日常点検や市が求めている業務が履行できる他、早期に修繕等の対応が出来ることにより、大規模な修繕費用等のコストの縮減が図れる。
		②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。	○		
		③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行うことができる。	×		
指定管理者制度導入判定		(委員コメント) (1)指定管理者制度の導入が適当と認める。 (2)評価指標については、施設の性質上、必要な項目のみ設定すること。		○	(見直し等の場合、時期について記載)

### 【判定基準】

○: 判定の視点について、基準を満たしている。

△: 判定の視点について、基準に近いが、改善の余地がある。

×: 判定の視点について、基準を全く満たしていない。

## 指定管理者制度 導入判定基準 チェックシート

【施設名:丹波市市民プラザ】

チェック項目	判定項目	判定の視点	判定		所管課意見
チェック1	市が管理運営すべき施設か？	①公の施設として管理運営すべき施設である。 (公共施設としての必要性がある。)	○	○	丹波市市民プラザは、市民が主体となったまちづくりの促進に資する拠点として、市が進める地域づくり事業や市民活動の振興に寄与しており、公共施設として管理運営すべき施設である。また、施設の業務内容及び設置目的から、指定管理施設として、管理すべき施設である。
		②公平性や公益性が極めて高い等の理由や本市の施策上の制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
		③法令の制約及び業務の専門性・特殊性から特段制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
チェック2	指定管理者制度の導入により、施設の安定性・継続性が確保できるか？	①同種のサービスを提供している市内の民間事業者等が存在する。	×	×	令和3年度から指定管理とすべき施設としていたが、市民プラザ基本計画に定める市内の民間事業者が現段階では存在しないため、施設を運営することは困難である。そのため、今後は同計画のとおり、新法人を設立し、令和3年度以降に指定管理へ移行していくこととする。
		②他の自治体において導入している実績がある場合など対象サービスを安定的・継続的に提供できる市内の民間事業者等が存在する。	×		
		③市内の民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	×		
チェック3	指定管理者制度の導入により、費用対効果が確保できるか？	①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。	-	-	-
		②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。	-		
		③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行うことができる。	-		
指定管理者制度導入判定		(委員コメント) 当該施設については、本来指定管理者制度を導入することにより、民間事業者のノウハウ等が発揮され、市民サービスの向上が図れる施設である。しかしながら、調査の結果、市民プラザ基本計画に定める(丹波市が求める)市内の民間事業者が存在せず、令和3年度から指定管理者制度を導入できる段階ではないため、今後は同計画にある新法人の運営状況を考慮し、改めて指定管理者制度の導入の適否を諮ることとする。  ※当施設は、市民プラザ基本計画のとおり、丹波市民が抱える自らの地域の課題を解決するにあたり、地域に根付いた人材・業者が支援していくことが本来の姿であるため、業者を市内に限定するもの。	×	(見直し等の場合、時期について記載)	

【判定基準】

- : 判定の視点について、基準を満たしている。
- △: 判定の視点について、基準に近いが、改善の余地がある。
- ×: 判定の視点について、基準を全く満たしていない。